

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 千葉市桜木園 パーソナルコンピュータ賃貸借契約仕様書

1 件名

パーソナルコンピュータ賃貸借契約

2 目的

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会千葉市桜木園（以下「施設」という。）のパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の更新を図るため、新たに賃貸借契約を締結することを目的とする。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（60か月）

4 納入期限

令和7年3月28日

上記期限までに設置据置、調整及び動作確認テストを実施し、施設の了承を得ること。

5 設置場所

千葉市若葉区桜木8丁目31番15号

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 千葉市桜木園

6 賃貸借物件

本調達は、パソコンの納入、導入作業及び保守を調達範囲とする。データ移行、運用については対象外とする。詳細は別紙「導入機器等の詳細に関する仕様」のとおり。

なお、本仕様書は主要事項であり、明示的な記載のない事項についても必要な事項は要求仕様に含まれるものとする。

7 納入

賃貸借物件は、受注者の負担により指定した数量を納入し、以下の設置及び導入設定作業を行うこと。

- (1) パソコンは、OS、Microsoft Office 等がインストール及びライセンス認証が済み、納入時における最新のパッチを適用した状態で納入すること。
- (2) 施設 LAN 環境に応じたネットワーク設定（既存環境にある共有フォルダ設定及び施設が指定する複合機への接続を含む）を行うこと。ネットワーク接続に必要な設定情報は、施設から受注者に別途提示するものとする。なお、機器の接続に必要な LAN ケーブル

は、既存のものをそのまま使用する。

- (3) 本体に、パソコンの管理番号と契約期間を記載したシールを貼付すること。
- (4) その他、設定作業に必要な詳細情報については、契約締結後、施設から受注者に提示するものとする。

8 保守体制

受注者は障害発生時の原因究明と対策実施を含む対応、技術支援、各種報告などの保守作業を実施すること。詳細は「導入機器等の詳細に関する仕様」のとおり。

9 機密保持

- (1) 受注者は、本調達において、施設が提供する資料及び情報並びにハードウェア等の機器に関する情報等については、外部に漏えいしないよう厳格に管理すること。
また、提供された資料及び情報は、作業完了後、施設に返却すること。
- (2) 受注者は、受注業務の実施の過程で施設が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)及び作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 応札希望者についても上記(2)に準ずること。

10 その他

- (1) 支払条件 各年度毎に請求書を受領し支払うものとする。
- (2) 動産保険 リース物件に付帯すること。